

共創促進プログラム企画運営業務
企画提案募集に関する質問に対する回答

令和 8 年 3 月 3 1 日

宮城県経済商工観光部新産業振興課

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 1プロジェクト50万円を上限とする金銭的支援の支給方法について、採択後に対象者（スタートアップ又は県内企業）へ概算で交付する想定か、又は対象者が一旦立替払いを行った後、受託者に対して実費精算により請求する想定か。 | 支給方法は問いません。伴走支援を行うにあたり、プロジェクトがより円滑に進捗する方法を検討ください。なお、県から受託者に対する委託金の支払いは、基本的に業務全体が完了した後となりますので予め承知願います。 |
| 2 | 1プロジェクト50万円を上限とする金銭的支援における領収書等の証憑要件はいかがか。 | 発注者側で証憑要件は定めません。金銭的支援を行う場合は、確実に支出されたことが把握できる体制を、受託者側で整えてください。 |
| 3 | 「共創事例 4 件」の考え方について、県内企業 4 社が各 1 件ずつ共創事例を創出する想定か、又は同一企業が複数テーマにて複数のスタートアップとプロジェクトを組成し共創事例が出来た場合についても件数計上が可能か。 | 前者(県内企業 4 社が各 1 件ずつ共創事例を創出する)を想定しています。ただし、4 件を超える場合は、同一企業が複数テーマで組成することを妨げるものではありません。 |
| 4 | 事業説明会及びセミナーについて、オンライン配信又は後日アーカイブ配信を想定しているのか。 | 事業説明会は、オンライン配信やアーカイブ配信を実施する想定で提案願います。セミナーについては、開催方法・内容により配信の必要性が異なりますので、配信の有無を含めご提案ください。 |
| 5 | 審査会はオンラインのみでの参加も可能か。 | 可能です。 |
| 6 | プログラム説明会について、オンラインのみでの開催も可能か。 | 可能ですが、説明会はプログラム参加者の開拓に加えて、オープンイノベーションの機運醸成を行う目的もあることに留意いただき、開催方法を検討ください。 |
| 7 | プログラム説明会の設計に関して、事業パートナー候補およびスタートアップ企業を幅広く集客し（50 名程度）、PoC 等の事業創造フェーズに進む企業に対しては、「伴走支援」および「50 万円の金銭的支援」を実施する旨を伝えるなどし、積極的な応募を促す場という理解でよいか。 | 事業パートナー候補（県内企業）とスタートアップ企業、双方に対して応募を促す場とするか、又は県内企業に軸足を置くかといったイベントの構成含めご提案をお願いします。 |
| 8 | 1プロジェクト50万円を上限とする金銭的支援について、共創プロジェクトを始めるにあたって事前に予算を組んで申請する必要があるのか、又は予算申請は必要なく後日経費精算するのか。 | 事前申請といった形式的な手続きを求めるものではありませんが、支援対象経費に該当するか否かの判断は発注者との協議により決定します。 |
| 9 | 1プロジェクト50万円を上限とする金銭的支援について、当事者からの領収書等の証憑提出は必要か。 | No.2 を参照ください。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 10 | 定期的なミーティングの開催手法について、原則オンラインでも問題はないか。別途、プロジェクトのマイルストーンに応じ現地開催も想定している。 | 十分な伴走支援が可能であればオンラインでも問題ありませんが、状況に応じて現地における開催も検討ください。 |
| 11 | 共創するスタートアップが提供するサービス・ソリューションに係る利用料は、県内ものづくり企業から収受してよいか。 | 「営業活動や単純な受発注ではなく」と仕様書中に記載のとおり、単純なサービス導入ではなく、プロジェクトにおいて必要性が高いものであれば、50万円を上限とする金銭的支援を活用ください。 |
| 12 | セミナー・成果発表会の各イベントの実施にあたっては、県庁講堂を利用することは可能か。 | 場所の性質上急遽利用不可となる可能性もあるため、外部の会場を利用する想定で提案ください。 |

※No.4、No.6、No.7 で言及する「事業説明会」および「プログラム説明会」は同様のイベントを指す。